

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのためには、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

当社は、経営の効率化と透明性の向上、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、そして経営監視機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に今後とも取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-8-1】

当社は、独立社外取締役、社外監査役に加え、社内情報を提供し議論を深めるため非業務執行取締役(社内)も参画して、定期的及び必要に応じて会合を開催し、情報交換・認識共有を図っています。

2016年7月7日の開示において未実施とした項目のうち、補充原則4-8-2については、2016年8月から2017年6月までの間に、取締役会等で議論を行い、実施しております。

【補充原則4-8-2】

当社は、指名委員会の委員長を務める独立社外取締役をリードディレクターに選任しています。また、定期的及び必要に応じて独立社外取締役を含む全ての取締役・監査役が出席する会合を開催し、監査役からの説明に基づき意見交換を行うことにより、取締役・監査役の連携を図っています。独立社外取締役に対しては担当秘書を設置し、独立社外取締役の指示に基づき、経営陣、監査役・監査役会との連絡・調整を行わせています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-3】

当社は、持続的な成長と安定した財務基盤の両立が株主の利益に資すると考えています。したがって、これまでの財務構造改革の成果をふまえ、利益の拡大や事業基盤の強化に必要な設備投資やM&Aは積極的に進めていく方針ですが、長期に亘る財務体質悪化のリスクには十分に留意します。

配当については、安定配当に配慮しつつ、業績に対応した配当を行うことを基本としています。具体的な配当方針については、当社ウェブサイトにて説明しています。

http://www.ube-ind.co.jp/japanese/news/2016/20160518_01.pdf

【原則1-4】

当社は、業務提携や取引関係を維持・強化し当社の事業活動の円滑な推進のため必要と認める場合には、上場株式を保有します。主要な政策保有株式については、毎年、取締役会において経済合理性等を検証しています。

また、当社は、政策保有株式の議決権の行使に際しては、投資先企業の株主価値の向上を通じて当社へのリターンとなるかを基準として総合判断の上、議案への賛否を決定します。

【原則1-6】

当社は、資本政策が株主の利益に大きな影響を与えることを理解しており、既存株主の利益を不当に害するような資本政策を行うことはありません。なお、例えば大規模なM&A等により増資が必要になる場合には、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

【原則1-7】

取締役会は、取締役会規程において、取締役と当社との取引について取締役会の承認を得ることと定めています。実際の取引については、会社や株主共同の利益を害することがないかの観点から、取締役会は、予め取引内容の妥当性を審議し承認するとともに、その取引結果の報告を受けています。主要株主との取引が生じる場合についても、同様の手続きとします。

【原則3-1】

(1) 経営理念として、創業以来、「共存同栄」「有限の鉱業から無限の工業へ」を掲げています。

また、経営戦略・経営計画については、当社ウェブサイトにて開示しています。

<http://www.ube-ind.co.jp/japanese/ir/management/vision.htm>

<http://www.ube-ind.co.jp/japanese/ir/management/strategy.htm>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命としています。そのためには、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取

引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要であると考えています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨をふまえ、経営の効率化と透明性の向上、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、そして経営監視機能の強化など、コーポレート・ガバナンスの充実に今後とも取り組んでまいります。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(4)当社は、化学、医薬、建設資材、機械、エネルギー・環境など広範な事業活動に対し適切な意思決定・経営監視を実現するため、取締役(社内)・監査役(社内)・経営陣幹部には豊富な事業経験・業務経験を有する者を、社外取締役・社外監査役には独立した客観的な視点と高い見識を有し積極的に意見を述べ提言を行うことができる者を選任・指名します。

また、その選任・指名手続として、取締役会は、取締役会の下部組織である指名委員会の提案・報告を受けた上で、監査役選任議案については監査役会の同意を得た後に、決定します。

(5)取締役・監査役の選任理由は、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

<http://www.ube-ind.co.jp/japanese/ir/shareinfo/meeting.htm>

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令及び定款をふまえて作成された取締役会規程に基づき、経営上重要な事項(経営計画・予算、金額・リスクの観点から重要な事項等)について判断・決定し、それ以外の事項の判断・決定については、最高経営責任者(=社長)に委任しています。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者(=社長)等の後継者の計画(プランニング)について、取締役会の下部機関である指名委員会において、定期的及び必要に応じて協議を行っています。指名委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員長は社外取締役が務めるなど、独立かつ客観的で実効性のある監督機能を確保しています。

【原則4-8】

当社は、金融商品取引所及び当社の定める独立性に関する基準を満たす独立社外取締役を取締役8名のうち半数となる4名選任しています。独立社外取締役4名は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していると考えています。

【原則4-9】

当社の独立性判断基準は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、過去に独立性基準に抵触していた場合には現在の実態を確認の上判断すること、を追加しています。

また、取締役会は、独立性に加え、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めています。

【原則4-11】及び【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性の評価について、定期的に、社外取締役、社外監査役及び非業務執行取締役(社内)で構成する取締役会実効性評価会議を開催し、取締役・監査役による取締役会に対する自己評価(アンケートの実施等)を踏まえて議論を行っております。取締役会は、その議論の報告を受けて、取締役会の実効性の評価を行っております。その結果、今年度については、当社取締役会の構成、運営は適正であり積極的な議論・審議が行われているとの評価が得られ、取締役会の実効性は確保されていると判断しましたが、一層の機能向上を図るため、①グループ経営委員会との連携強化等による取締役会の議論の充実、②中期経営計画の策定過程・遂行状況を中心に事業戦略に対する適切な監督、③体系的リスク管理体制の強化などを課題と考え、今後改善に努めてまいります。

【補充原則4-11-1】

当社は、化学、医薬、建設資材、機械、エネルギー・環境など広範な事業活動に対し適切な意思決定・経営監視を実現するため、取締役(社内)として豊富な事業経験・業務経験を有する者を、社外取締役として独立した客観的な視点と高い見識を有し積極的に意見を述べ提言を行うことができる者を選任することを基本方針としています。取締役の人数は、定款には15名以内と規定していますが、現在、8名の取締役(社内4名、社外4名)により取締役会を構成しています。各取締役候補者について、指名委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議、承認を得ています。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役の重要な兼任の状況を、毎年、「定時株主総会招集ご通知」に記載しています。

<http://www.ube-ind.co.jp/japanese/ir/shareinfo/meeting.htm>

また、当社の社外取締役・社外監査役が新たに他の上場企業の役員を兼任する場合は、事前に当社の業務に支障がないことを確認しています。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役、監査役がその職務を遂行する上で必要とする知識を習得する機会を提供することを基本方針としています。

取締役(社内)・監査役(社内)に対して社外講師を招いて新しい情報を取得する機会を提供するとともに、必要に応じて外部機関主催のセミナー等に参加しています。社外取締役・社外監査役に対しては会社概要、経営状況(事業活動、事業環境、業界動向等)、コーポレートガバナンスの状況等についての説明、主力事業所への視察等を、就任時の実施に加え、就任後も必要に応じて適宜実施しています。

また、当社は、取締役、監査役、執行役員が参加する役員経営研究会を毎年秋に開催し、その時々経営テーマについて議論し認識を共有化しています。

【原則5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主に対し迅速かつ適切に情報を提供し、建設的な対話を行うことが重要と考えています。このため、当社は、最高経営責任者(=社長)が投資家との対話の場に出席し、直接説明・対話することをはじめ、積極的な取組み・体制整備を実施しています。その具体的な内容は、次の通りです。

(1)株主との対話全般の統括は、経営管理室担当役員とします。

(2)対話を補助するため、経営管理室IR広報部長は、必要な都度、関係する各部と連携して施策を検討し、経営管理室担当役員に提言します。

(3)機関投資家には決算説明会、中期経営計画説明会、スモールミーティング、個別面談に加え、当社に対するより一層の理解のため事業説明会や工場見学会を、必要に応じて開催します。また、個人投資家向けには株主総会後に最高経営責任者(=社長)が当社の課題と対策を説明する他に、別途個人投資家向け説明会も開催します。

(4)株主、投資家との対話において把握された意見は、必要に応じて経営陣・取締役会及び関係部署にフィードバックします。

(5)インサイダー情報の管理を徹底させるため、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」を定め、株主、投資家との対話に関係する役職員にこれを遵守させます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	66,185,000	6.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	55,511,000	5.23
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	30,029,900	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	23,587,000	2.22
日本生命保険相互会社	20,000,099	1.88
住友生命保険相互会社	20,000,000	1.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	19,385,000	1.83
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	17,816,000	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	16,126,000	1.52
株式会社山口銀行	15,482,640	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草間 高志	他の会社の出身者					△						
照井 恵光	他の会社の出身者											
庄田 隆	他の会社の出身者											
蔭山 真人	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

草間 高志	○	草間高志氏は、過去に当社の主要借入先のひとつである(株)みずほ銀行(当時(株)日本興業銀行)の業務執行者として勤務していた(平成12年3月退任)。 当社は(株)みずほ銀行に対し、平成29年3月末時点で13,526百万円の借入金残高を有している(当社借入金合計115,005百万円の11.8%を占める)。	草間高志氏は、当社の主要な借入先金融機関のひとつである(株)みずほ銀行(当時(株)日本興業銀行)の業務執行者(執行役員)を退任(平成12年3月)し、その後は証券会社の経営(新光証券(株))において取締役社長等を、みずほ証券(株)において取締役会長を歴任)に携わり、平成23年6月からみずほ証券(株)顧問である。 当社とみずほ証券(株)との間において、当社の資金調達の一環として普通社債発行に関する主幹事務等があるが、複数ある主幹事証券会社の一つであることから同社は当社との特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 同氏は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしている。
照井 恵光	○	——	照井恵光氏は、長年にわたり行政官として経済産業省の要職を歴任し、現在はNPO法人の理事長等の職にあるが主要な取引先等には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を十分に有している。 同氏は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしている。
庄田 隆	○	——	庄田隆氏は、長年にわたり大手製薬メーカーである第一三共(株)の経営に携わり、平成26年6月から同社の相談役である。当社は第一三共(株)との間において、医薬品関連の販売取引があるが、同社との取引実績は当期の当社売上高の1%未満であることから同社は当社との特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 同氏は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしている。
蔭山 真人	○	蔭山真人氏は、過去に当社の主要借入先のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行(当時(株)UFJ銀行)の業務執行者として勤務していた(平成15年2月退任)。 当社は(株)三菱東京UFJ銀行に対し、平成29年3月末時点で14,644百万円の借入金残高を有している(当社借入金合計115,005百万円の12.7%を占める)。	蔭山真人氏は、当社の主要な借入先金融機関のひとつである(株)三菱東京UFJ銀行(当時、(株)UFJ銀行)の業務執行者(常務執行役員)を退任(平成15年2月)し、その後は総合商社((株)トーマンにおいて取締役社長、豊田通商(株)において代表取締役副社長等を歴任)にて企業経営に携わった。当社は豊田通商(株)との間において、化学製品関連の販売取引があるが、同社との取引実績は当期の当社売上高の1%未満であることから同社は当社との特別な利害関係はなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはない。 同氏は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために自らの知見に基づき助言を行うとともに、当社の意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するために重要な役割を果たしている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
--------	--------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------	-------------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	評価・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に、また必要に応じて、会合を持ち、会計監査人の監査計画、監査の実施状況などを聴取しているほか、グループ会社の監査役から監査実施状況の報告を受けるとともに、監査の質の向上のために監査研修会や意見交換会を定期的に開催している。また、監査役と内部監査部門とは定期的に情報交換を実施し、監査役監査時には必要に応じ、内部監査部門のメンバーが監査役の補助者として同行するなど密接な連携を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
落合 誠一	学者													
須田 美矢子	学者							▲						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

落合 誠一	○	——	落合誠一氏は、長年にわたり法律学者として、東京大学、成蹊大学等の教授等を歴任し、現在は東京大学名誉教授であるとともに、日本電信電話(株)社外監査役、明治安田生命保険(相)社外取締役である。同氏は当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはない。同氏は、独立かつ中立的な立場での取締役の職務執行状況の監査、専門的知見と豊富な経験に基づく意見表明など、当社の監査機能の一層の強化のため適任であると判断している。
須田 美矢子	○	須田美矢子氏の夫は、平成14年2月まで当社の主要借入先のひとつである(株)みずほ銀行(当時(株)日本興業銀行)の業務執行者として勤務していた。当社は(株)みずほ銀行に対し、平成29年3月末時点で13,526百万円の借入金残高を有している(当社借入金合計115,005百万円の11.8%を占める)。	須田美矢子氏は、長年にわたり経済学者として、専修大学、学習院大学等の教授等を歴任し、現在は(一財)キヤノングローバル戦略研究所特別顧問の職にある他、富士通(株)社外取締役、および明治安田生命保険(相)社外取締役である。同氏は当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また、一般株主と利益相反が生じるおそれはない。同氏は、独立かつ中立的な立場での取締役の職務執行状況の監査、専門的知見と豊富な経験に基づく意見表明など、当社の監査機能の一層の強化のため適任であると判断している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

当社の社外取締役・社外監査役が次のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役・社外監査役は独立性を有すると判断する。

【独立性判断基準】

- A. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- D. 最近においてA、B又はCのいずれかに該当していた者
- E. 次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者
 - (A) AからDまでに掲げる者
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (D) 最近において前(B)、(C)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者
- F. 過去にAからEのいずれかに該当しており、かつ現在も同様の状態にあるとみなすことができる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の体系は、基本報酬、株式報酬型ストックオプションで構成され、具体的には以下(「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載)により決定されている。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、社内取締役および執行役員とし、社外取締役および監査役については、独立性確保のためストックオプションを割当てておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2016年度の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は次の通りである。

・取締役(対象となる役員の員数:4人)
報酬等の総額:232百万円(基本報酬:211百万円、ストックオプション:20百万円、退職慰労金:ー)

・監査役(対象となる役員の員数:2人)
報酬等の総額:58百万円(基本報酬:58百万円、ストックオプション:ー、退職慰労金:ー)

・社外役員(対象となる役員の員数:6人)
報酬等の総額:68百万円(基本報酬:68百万円、ストックオプション:ー、退職慰労金:ー)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬の体系は、基本報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成され、具体的には以下により決定する。

(1)基本報酬は、固定報酬部分に加えて、業績連動報酬部分として経常利益、純利益やフリー・キャッシュ・フロー等の連結業績の達成度合いに応じた部分、各役員の職務目標の達成度合いに応じた部分、安全成績の達成度合いに応じた部分をそれぞれ合算して算定する。

(2)株式報酬型ストック・オプションは、株主との利害関係を一致させ役員の中長期的な目標達成のインセンティブを高めることを目的に付与する。

2. 社外取締役は、基本報酬のみで固定額とする。

3. 取締役及び執行役員の役員報酬は、透明性、客観性を確保するため、取締役会の内部委員会であり原則委員長及び半数以上を社外取締役が担う評価・報酬委員会にて審議され、その審議結果は取締役会に提案・報告している。

4. 監査役は、基本報酬のみで固定額とする。なお、2016年7月から社内監査役も社外監査役と同様に固定額とした。

5. 報酬の水準については、常に外部の客観的データを参考にしつつ、その客観的妥当性を確認している。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対し担当秘書を設置し、社外取締役の指示に基づき、経営陣、監査役・監査役会との連絡・調整を行わせる。また、社外取締役に
は取締役会の前日までに会議資料を配布している。

社外監査役については、監査が効率的かつ円滑に遂行できるよう監査役の専任スタッフがサポートを行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

【経営上の意思決定・業務執行体制】

(1)意思決定システム

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

(ア)取締役会

会社法で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。
更に、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「評価・報酬委員会」を設置する。

(イ)グループ経営委員会

「グループ経営指針」及び「グループ経営委員会規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。CSR(企業の社会的責任)に関わる重要事項を審議・決定する「グループCSR委員会」並びに「グループ環境安全委員会」「グループ製品安全委員会」は「グループ経営委員会」の一つとして位置付け、更に「コンプライアンス委員会」「競争法遵守委員会」「情報セキュリティ委員会」「規制貨物等輸出管理委員会」「危機管理委員会」は「グループCSR委員会」の下部組織として位置付ける。

(ウ)カンパニー・事業部運営会議

「グループ経営指針」及び「カンパニー・事業部運営会議規程」に基づき、カンパニー・事業部レベルにおける当社及びグループ会社

の事業戦略等重要事項を審議・決定する。

(2)「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法

(ア)グループマネジメント

取締役会よりUBEグループの業務執行を委任されたグループCEO(＝社長)が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

(イ)カンパニーマネジメント及び業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

(ウ)グループスタッフ部門

グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。

【監査役監査、内部監査および会計監査の状況】

(1)内部監査

当社の内部監査は、独立組織として社長に直属している監査部(13名)が実施している。海外法人も含めて当社グループ全体を監査の対象とし、内部統制の状況、法令・規程・マニュアル等の遵守状況をチェックし、経営活動全般にわたり潜在的リスクの洗い出しに努めている。また、監査部は内部統制の整備および運用状況に関し、会計監査人と随時情報交換や協議を行っている。なお、監査部長はコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の全社横断的なリスク管理対応組織のメンバーとなっており、各委員会と連携してリスク管理体制の強化を図っている。

(2)監査役監査

監査役監査の組織は、監査役4名(うち社外監査役2名)および監査役スタッフである監査役室(2名)から構成されている。監査業務は年度ごとに設定される監査方針および監査計画に基づいて実施され、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取などにより、取締役及び執行役員の職務執行が適正に行われているかを監査している。

(3)会計監査の状況

会計監査については、新日本監査法人が監査業務にあたっている。2016年度に会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は以下の通りである。

- ・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 成田 智弘
指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 達也
指定有限責任社員・業務執行社員 原賀 恒一郎
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名
その他 24名

【指名、報酬決定等の機能】

当社は委員会設置会社ではないが、前述のとおり取締役会の下部組織として、「指名委員会」と「評価・報酬委員会」を設置しており、有価証券報告書提出日現在、指名委員会及び評価・報酬委員会ともに6名の取締役で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めている。なお、当社役員(取締役および執行役員)の報酬決定については、「取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」に記述されている業績連動型報酬制度を参照のこと。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会を設置し、取締役会とともに経営に対する監督機能の向上を図りながら、経営の公正性および透明性の確保を推進している。経営の「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」の分離を目的として、執行役員制度を2001年6月から採用している。有価証券報告書提出日現在の経営陣は、取締役8名と執行役員24名(うち取締役兼務者3名)である。取締役会は、原則として執行役員を兼務しない取締役が議長を務めることとし、法令、定款及び取締役会規程に則り、経営上の重要事項について意思決定をするとともに、各取締役・執行役員の業務遂行の妥当性・効率性を監督している。執行役員は、代表取締役社長から権限委譲を受けて、取締役会が決定する経営方針に基づき、業務を遂行している。

また、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するために、2005年度から社外取締役を招聘している。さらに、当社は指名委員会等設置会社ではないが、取締役会の下部組織として、「指名委員会」と「評価・報酬委員会」を設置しており、有価証券報告書提出日現在、指名委員会及び評価・報酬委員会ともに6名の取締役で構成され、それぞれの委員長は社外取締役が務めている。

なお、当社グループの短期的及び中・長期的業績向上を図るため機動的な役員人事の実現及び成果主義を徹底すべく、2007年6月28日の定時株主総会において、取締役・執行役員の任期1年化を決議している。

以上の通り、当社は現状の企業統治体制を採用することにより、経営の効率化・意思決定の迅速化とともに、経営の透明性の向上と外部の視点を取り込んだ経営監視機能の強化を図っている。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より1週間早い3週間前発送を原則としている。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスすることによって実施可能となっている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月開催の株主総会から議決権の電子行使を導入し、合わせてプラットフォームも導入した。招集通知は、東証ホームページのほか、当社ウェブサイトにも掲載し情報を入りやすくしている。決議通知についても当社ウェブサイトに掲載している。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトには招集通知、決議通知を要約した英訳も掲載している。
その他	株主総会を個人投資家へのIRの機会ととらえ、社長が当社の経営の課題と対策について説明を行っている。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成して、当社ウェブサイトで公表している。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所や証券会社主催等の個人投資家向け説明会に定期的に登壇している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表後の説明会、四半期決算発表毎の電話会議の他、定期的な事業説明会や工場見学会を開催している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジア各地において定期的に主要投資家を訪問している。	あり
IR資料のホームページ掲載	ビジョンや経営方針、IRポリシーやディスクロージャーポリシー、コーポレート・ガバナンスに関する方針や配当方針、リスク情報を始め、取引所への開示書類、短信、事業報告書、過去からの財務諸表、アニュアルレポート、IR説明会資料や経営計画資料など、詳細に掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:IR広報部 / 責任者:IR広報部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中期経営計画における経営方針やUBEグループのCSR基本方針にて、当社グループは、“株主をはじめ顧客・取引先・社員・地域・社会・行政等全てのステークホルダーからの信認の獲得に努める”ことを定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全については、環境安全部が当社グループ全体の活動を管轄している。CSR活動についてはCSR担当役員のもとCSR推進部を設置し、CSR推進体制を確立している。毎年発行する「UBEグループCSR報告書」にて当社グループの環境保全活動、CSR活動への取り組み状況を報告している。また、同報告書の内容は当社ウェブサイトにも公開されている(和文・英文)。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	UBEグループの企業倫理確立のため制定し、グループ社員一人一人に冊子として配布している「私達の行動指針」にて、私達は、“ステークホルダーへの企業情報の正確且つ公平・迅速な開示・提供に努め、広く社会との円滑なコミュニケーションを図る”ことを定めている。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関し、取締役会において下記のとおり決議しており(当初決議日:2006年5月11日、直近の改訂決議日:2015年4月28日)、会社の機関の内容については、本基本方針の5.における意思決定の会議体についての記載のとおりである。

1. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社からなるUBEグループは、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、その基本的使命とする。そのためには、実効的なコーポレート・ガバナンスを確立することにより、適正な事業活動を持続的に営み、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責務を果たし、その信認を得ることが重要である。

これを具現化するため、コーポレート・ガバナンス確立のための基本要素であるUBEグループの運営方法及び意思決定システムを次の通りとする。なお、これを実施する基本方針として「グループ経営指針」を位置づけるものとする。

1)「グループ経営」「カンパニー連結経営」の運営方法

ア)グループマネジメント

取締役会よりUBEグループの業務執行を委任されたグループCEO(=社長)が、執行方針を明確にし、各カンパニーの目標を設定するとともに、その目標の達成に必要な人・モノ・金の経営資源を配分する。またカンパニーの権限を越える重要執行案件の解決に当たる。

イ)カンパニーマネジメント及び業務執行

グループマネジメントと合意した方針に基づき配分された経営資源を有効活用し、カンパニーの目標達成に向けて自律的に業務を執行する。

ウ)グループスタッフ部門

グループマネジメント及びカンパニーマネジメントの戦略立案機能や業績管理機能の補佐、人・モノ・金の経営資源の調達、事業部門に共通する機能あるいは専門性の高い機能を集約して効率的に提供する等の役割を担う。

2)意思決定システム

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」を分離し、透明で効率的な企業経営の推進のため、経営の意思決定に関し以下の会議体を設ける。

ア)取締役会

会社法で規定された事項、会社の基本方針及び重要な執行案件について、株主利益の代弁者として中長期的な視点から審議・決議する。更に、意思決定及び経営監視に独立した第三者の視点を加え経営の効率性・透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。また、取締役会の下部組織として取締役数名による「指名委員会」「評価・報酬委員会」を設置する。

イ)グループ経営委員会

「グループ経営指針」及び「グループ経営委員会規程」に基づき、グループ全体の資源配分や調整が必要な事項、グループ全体に影響を及ぼす重要事項について審議・決定する。

CSR(企業の社会的責任)に関わる重要事項を審議・決定する「グループCSR委員会」並びに「グループ環境安全委員会」「グループ製品安全委員会」は「グループ経営委員会」の一つとして位置付け、さらに「コンプライアンス委員会」「競争法遵守委員会」「情報セキュリティ委員会」「規制貨物等輸出管理委員会」「危機管理委員会」は「グループCSR委員会」の下部組織として位置付ける。

また、「グループ経営委員会」と並列する「高圧ガス保安委員会」では、高圧ガス保安法で定める「保安対策本部等」として化学プラントの保安管理に関わる重要事項を審議・決定する。

ウ)カンパニー・事業部運営会議

「グループ経営指針」及び「カンパニー・事業部運営会議規程」に基づき、カンパニー・事業部レベルにおける当社及びグループ会社の事業戦略等重要事項を審議・決定する。

2. 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

UBEグループの企業倫理確立のため「私達の行動指針」を制定し、これを企業活動及び役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。

コンプライアンスの確保・推進のためコンプライアンス・オフィサーを置き、コンプライアンス・オフィサーの諮問機関として顧問弁護士を加えた「コンプライアンス委員会」を設置する。特に、市場における公正で自由な競争を損なう行為を防止し、企業活動の健全性を確保するため、「競争法遵守委員会」を設置する。さらに、外国為替及び外国貿易法など、国際平和及び安全の維持のために輸出管理法において規制されている貨物及び技術を不正に輸出または提供しないことを輸出管理の基本とし、UBEグループ内に周知徹底するため、「規制貨物等輸出管理委員会」を設置する。

また、コンプライアンスに関する問題を迅速に察知・是正するため、職制ルートによらず役員・従業員が直接連絡できる通報窓口(UBE C-Line)を設ける。

反社会的勢力の排除に向けたUBEグループの基本的な姿勢を上記「私達の行動指針」に明記するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役に決議し、市民社会を脅かす団体・組織等の反社会的勢力との関係遮断、不当要求の拒絶と毅然たる対応等を具体的に定める。

会計基準その他関連する法令・規則を遵守し、財務報告の信頼性を確保するために内部体制を整備する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

法令並びに取締役会規程、稟議規程、グループ経営委員会規程及びカンパニー・事業部運営会議規程等の社内規程に基づき、文書(電磁的記録を含む)を記録・保存するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

また、当社は、グループ会社の取締役に対し、当社が定める各種委員会等の規程に従って必要事項を報告するとともに、当該グループ会社において重要な事象が発生した場合には、直ちに当社へ報告することを義務付ける。

4. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会・グループ経営委員会など意思決定の各過程において、事業の目的達成を阻害するリスクを洗い出し、そのリスクの発生可能性と影響度を評価した上で適切な対策を実施する。

また、特定のリスクに対するリスク管理に取組むため、「グループ環境安全委員会」「グループ製品安全委員会」を設置し、それぞれ安全・環境保全、製品の安全・品質管理に関するUBEグループ全体の方針を策定し諸施策を推進する。

更に、以下の委員会等を設け個別のリスクに対処する体制をとる。

1) 情報セキュリティ委員会

「情報セキュリティポリシー」を定め、これを周知徹底し遵守状況をチェックするとともに、情報セキュリティに関する規則・規程を整備する。

2) 危機管理委員会

国内及び海外における緊急事態に速やかに対処するため、情報の集約や社内外への対応などについてマニュアルを整備し、内外統一的な危機管理体制を構築する。

5. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営における「ガバナンス機能」と「マネジメント機能」の分離を目的として執行役員制度を導入し、執行役員が業務執行に専念できる体制を整え、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の役割を株主利益の代弁者として中長期的視点から株主価値の最大化を推進する機関として明確に位置づける。

取締役会は、執行役員を兼任しない取締役が議長を務めて業務執行の妥当性・効率性を監督することにより、透明性を高め、株主価値の最大化とリスクの最小化を図る。

当社は最適コーポレート・ガバナンスのあり方を常に検討しながら、経営における執行機能の強化・迅速化と、戦略的意思決定機能、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実を図っていく。

グループ会社についても、前記1. の「当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載した通り、グループマネジメント、カンパニーマネジメント等を通じて、UBEグループとしてグループ会社の取締役の効率的な職務の執行を図っていく。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助者として専任スタッフを配置し、監査役の指揮命令に基づき監査役監査が効率的且つ円滑に遂行できるよう監査計画の立案及び監査の補助を行う。同スタッフの人事考課は監査役会が定めた監査役が行い、人事異動、懲戒処分については当該監査役の同意を必要とする。

また、監査役は、同スタッフの充実と取締役からの独立性及び同スタッフに対する監査役の指示の実効性の確保に関して代表取締役及び社外取締役との間で意見交換を行う。

7. 当社及びグループ会社の取締役・使用人並びにグループ会社の監査役が当社監査役に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役・使用人並びにグループ会社の監査役は、当社及びグループ会社に重大な法令違反、コンプライアンスに関する重要な事実及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。また、当社は、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及びグループ会社内に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用または債務が当社監査役の職務に必要なものと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに重要な決裁書類を閲覧し、取締役等からの業務報告聴取を行うことができる。

また、監査役は、代表取締役を含む取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行う。

監査役は、内部監査部門及びグループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

また、監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に及び必要に応じて情報交換を行い相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、グループの事業活動並びに各役員・社員の行動におけるコンプライアンス実践の基準として「私達の行動指針」を1998年に制定し、コンプライアンスの推進と企業倫理の確保に取組んでいる。「私達の行動指針」の第2章「法と企業」において、「私達は国内外の法令、会社の規則を遵守し、健全な社会の一員として行動し、反社会的勢力とは取引関係を含め一切関係を持たず、これらの勢力からの不当な要求に応じません。」と記載しており、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確に謳っている。

さらに、2009年4月の取締役会の決議により、以下の通りの「反社会的勢力に対する基本方針」を明確にしている。

「当社及びグループ会社（以下、「UBEグループ」という。）は、暴力団等の暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下、「反社会的勢力」という。）による被害を防止するために、以下を基本方針とします。

（1）UBEグループは、反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切関係を持ちません。

（2）UBEグループは、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、民事・刑事の両面から毅然として法的対応を行います。

（3）UBEグループは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を絶対に行いません。

（4）UBEグループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

（5）UBEグループは、反社会的勢力の不当要求に対しては、組織全体として対応するものとし、対応する役員や社員の安全を確保します。」

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

（倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況）

反社会的勢力に対する姿勢を明記した「私達の行動指針」、上記取締役会決議による「反社会的勢力に対する基本方針」のほか、反社会的勢力との取引を防止するための社内ルールを設けている。

（社内体制の整備状況）

（1）素素の対応

ア)対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署は総務・人事室総務部であり、不当要求防止統括責任者は総務・人事室長である。

イ)外部の専門機関との連携状況

常時、顧問弁護士、外部コンサルタントと協議・相談しながら、緊密な連携関係を構築する。

ウ)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

警察等の関係団体や、外部セミナー等への参加を通じて、必要な情報を収集している。また、担当部署(総務部)では反社会的勢力に関する最新動向の把握およびグループ内での情報交換に努める。

エ)対応マニュアルの整備状況

担当部署(総務部)には反社会的勢力を想定した対応マニュアルを整備し、社員に配布の上、反社会的勢力への対応方針の解説及び具体的事例や注意事項の周知に努めている。

オ)研修活動の実施状況

パソコンを利用した役員及び全従業員を対象にした研修(eラーニング)や、社内外講師による研修を実施している。

(2)有事の対応

反社会的勢力による不当要求があったときは、組織全体として対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制について】

模式図は、別添1をご参照ください。

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。模式図は、別添2をご参照ください。

1. 適時開示の基本方針

当社は、金融商品取引法等の関係法令を遵守し、東京証券取引所が定める「適時開示規則」に基づき、重要な会社情報の開示を行っています。また、「適時開示規則」に該当しない情報についても、株主、投資家や他のステークホルダーの皆様当社をご理解いただくために有用と判断する情報は、積極的かつ公平に情報開示を行うことを基本方針としています。

当社は、上記方針を「情報公開方針」として、当社ウェブサイトにて公表しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

適時開示に係る責任部署は経営管理室IR広報部となっています。

(1) 決定事実に関する情報

適時開示規則上開示が求められる決定事実に関する情報は、会社法等の法令あるいは当社規程により、取締役会付議事項または稟議決裁事項に含まれています。いずれの場合もIR広報部は、適時開示該当事項の有無をチェックし、該当する場合は、取締役会または稟議において承認後、適時開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

適時開示規則上開示が求められる発生事実に関する情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」などの社内規程により、発生部署からIR広報部に速やかに連絡されることとなっています。IR広報部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、経営管理室長、総務・人事室長に報告するとともに、適時開示を行います。

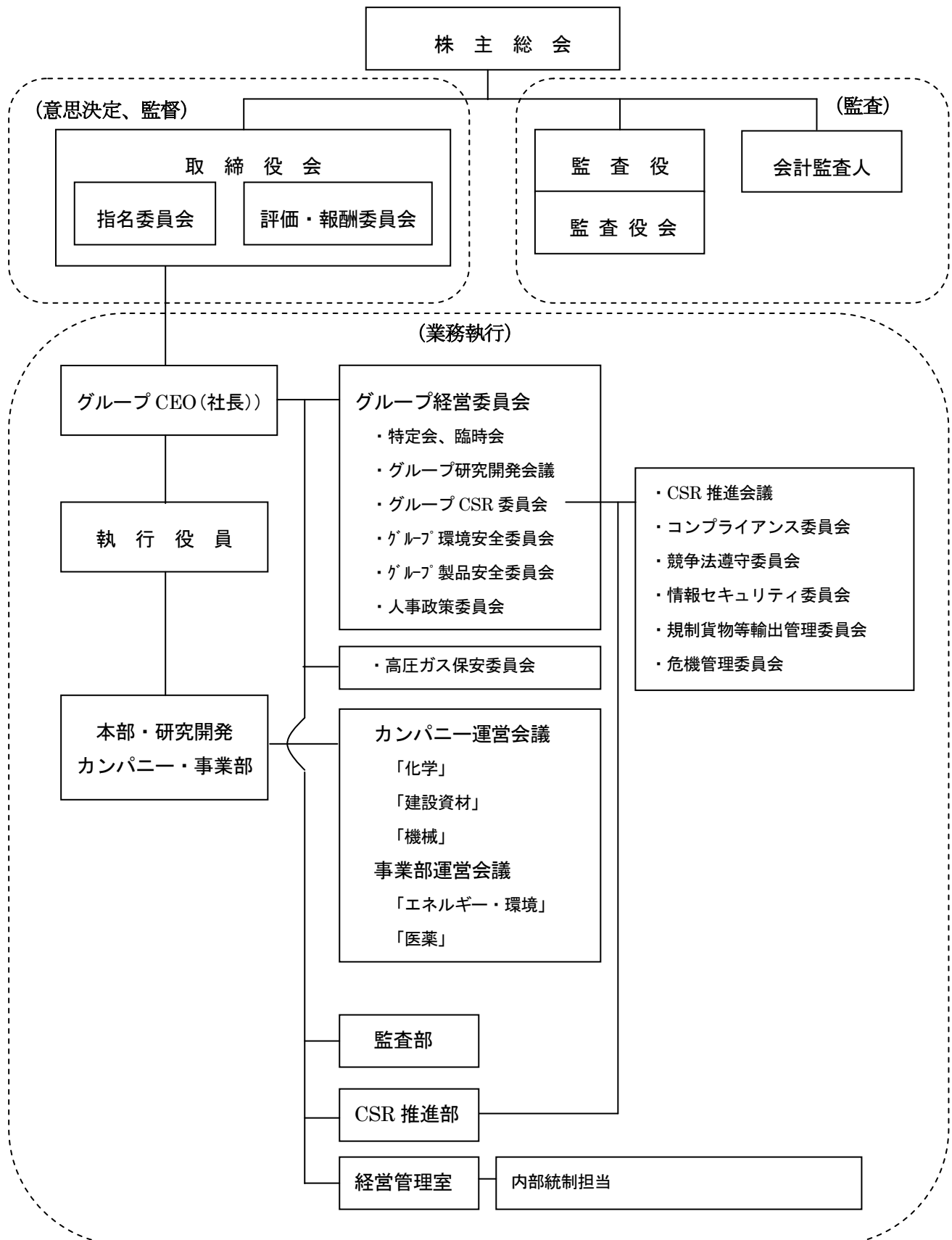
(3) 決算に関する情報

適時開示規則上開示が求められる決算に関する情報は、取締役会付議事項となっており、取締役会において承認後、IR広報部が適時開示を行います。

(4) 子会社に係る情報

適時開示規則上開示が求められる子会社に係る情報は、「インサイダー取引防止並びに内部情報の適時開示に関する規程」などの社内規程により、当社における当該子会社の主管部署長が情報を入手し、IR広報部に速やかに連絡されることとなっています。IR広報部は、適時開示事項に該当する場合、代表取締役、経営管理室長、総務・人事室長に報告するとともに、適時開示を行います。

【別添 1】マネジメント体制の概略図



【別添 2】 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

